

仮称練馬区立日本銀行石神井運動場跡地公園名称候補選定委員会設置要綱

平成24年12月14日

24練土計第1333号

(設置)

第1条 仮称練馬区立日本銀行石神井運動場跡地公園にふさわしい名称の候補を選定するため、「仮称練馬区立日本銀行石神井運動場跡地公園名称候補選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、練馬区(以下「区」という。)が募集した仮称練馬区立日本銀行石神井運動場跡地公園の名称の候補について、必要な検討を行い、日本銀行石神井運動場の公園整備にかかる基本計画(平成22年8月区長決定)を踏まえ、当該公園の名称としてふさわしいものを選定し、区へ報告する。

(組織)

第3条 委員会は、つぎに掲げる者につき区長が委嘱し、または任命する委員9人以内をもって組織する。

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 学識経験者     | 1人   |
| (2) 地域活動団体関係者 | 1人   |
| (3) スポーツ団体関係者 | 1人   |
| (4) 文化団体関係者   | 1人   |
| (5) 区民        | 3人以内 |
| (6) 練馬区職員     | 2人以内 |

2 前項第5号に規定する区民は、公募により選任するものとする。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱または任命の日から平成25年4月30日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成14年3月14日練総情発第150号）の定めるところにより一部非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、土木部計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。